

令和7年度 松山市特定教育・保育施設等確認監査実施方針

[基本方針]

特定教育・保育施設（認定こども園、保育所、新制度の幼稚園）及び特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）（以下、「特定教育・保育施設等」という。）に対する確認に関する監査については、関係法令、通知に基づき、確認基準の遵守及び給付費が適正に請求されているかを確認するために、施設及び事業者の負担を考慮し、原則として施設監査と同時に実地指導として実施する。なお、実地指導は、年に1回実地検査により実施する。

[重点事項]

①確認基準の遵守状況

- ・利用児童について、利用定員に対する弾力的な受け入れ状況も踏まえて、確認基準等が遵守されているか。

②運営規程及び重要事項説明書の策定状況

- ・運営規程（規定すべき項目内容を含む）が適切に策定されているか。
- ・重要事項説明書を特定教育・保育等の提供の開始に際して、あらかじめ保護者に交付し、説明を行い同意を得ているか。また、施設・事業所の見えやすい場所に掲示しているか。

③上乗せ徴収及び実費徴収の受領状況

- ・上乗せ徴収及び実費徴収について、保護者の同意の上、適切に徴収を行っているか。

④施設型給付及び地域型保育給付の請求

- ・各給付費は、適正に請求が行われ、過誤・不正請求がないか。

⑤個人情報の取り扱い

- ・個人情報の取得、利用を適正に取り扱っているか。
- ・個人情報の漏えいの防止等のための措置を講じているか。

⑥事故防止及び安全対策

- ・事故が発生した場合の対応及び報告方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備しているか。
- ・事故が発生または事故に至る危険がある事態が生じた場合の報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整えているか。